

総 第 1 3 3 号
平成 2 3 年 2 月 8 日

大阪府行政書士会会長 殿

大阪法務局民事行政部総務課長



法務省オンライン申請システムのプログラム入替えについて

平素は、登記行政の運用につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法務省オンライン申請システム（以下「本システム」という。）では、政府共用認証局が発行するサーバ証明書（通信相手が政府機関であることの信頼性を担保する証明書）を利用してオンライン業務を行っておりますところ、同証明書は平成 2 3 年 4 月 2 1 日（木）に有効期限が切れることから、平成 2 3 年 2 月 1 9 日（土）及び同 2 0 日（日）の日程で、同証明書の更新作業が実施されます。

なお、上記の更新作業の結果、平成 2 3 年 2 月 2 1 日（月）以降、本システムの利用者は、本システムで申請等を行うに当たり、事前に新たなサーバ証明書に対応したプログラム（法務省オンライン申請システム Ver. 1.20 及び J R E 等）の入替え作業（アンインストール及び再インストール）を実施しなければ、本システムを利用することができなくなります。

つきましては、本入替え作業に関し、貴会会員へ周知していただくよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記のオンライン申請手続きにつきましては、本年 2 月 1 4 日（月）から、登記・供託オンライン申請システムによる運用を開始することとしておりますので、本入替え作業が必要となるものは、法務省オンライン申請システムにより不動産登記の申請をし、同月 1 0 日（木）までに当該登記が完了したもののうち、同月 2 1 日（月）以降に当該登記に係る電子公文書（登記識別情報通知及び登記完了証）を取得する場合同なります。

また、法務省オンライン申請システムにより、同月 1 0 日（木）までに動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項概要証明書又は登記事項証明書のオンラインによる交付を請求したもののうち、同月 2 1 日（月）以降に当該請求

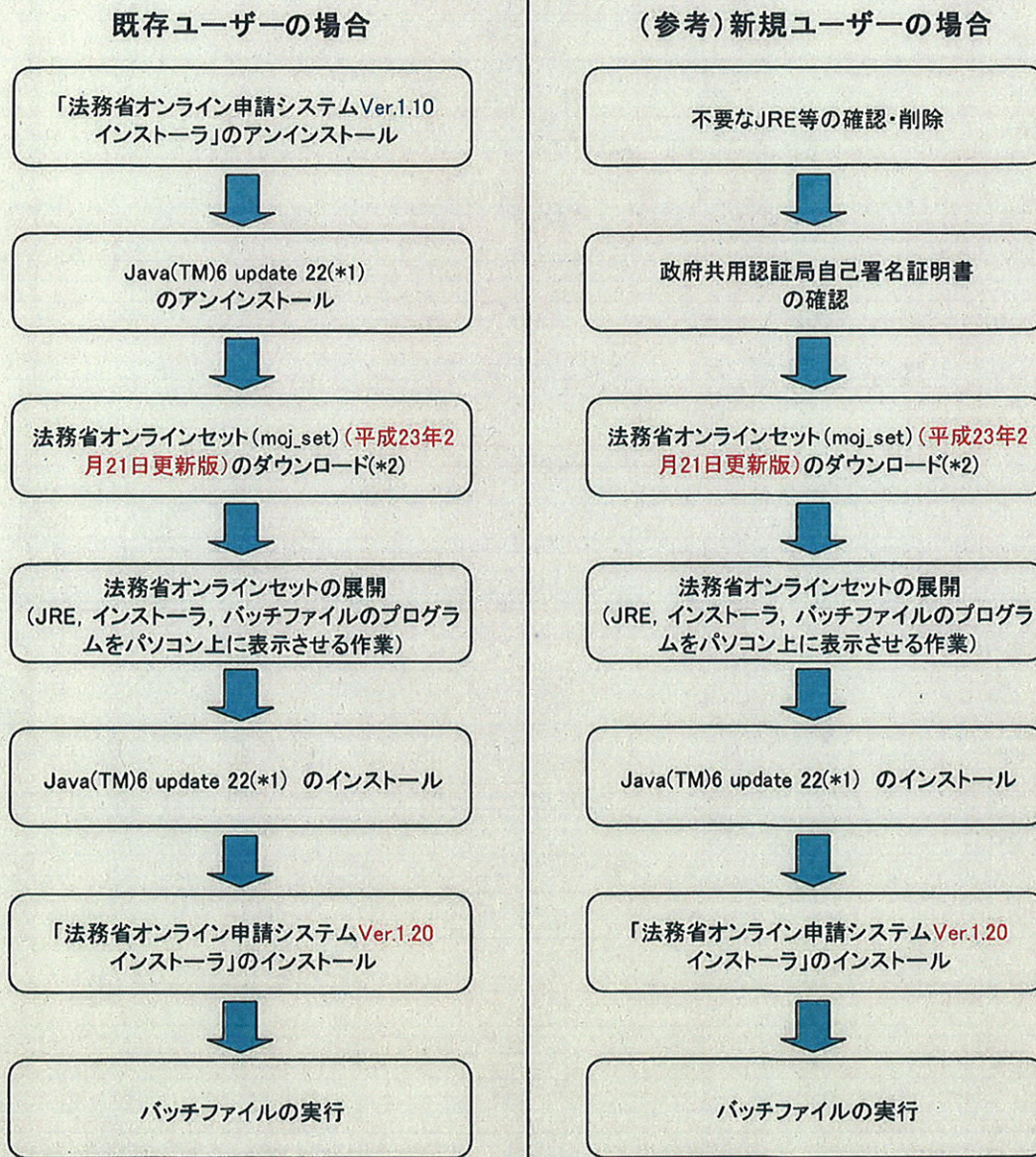
に係る電子公文書（登記事項概要証明書又は登記事項証明書に係る電磁的記録）を取得する場合にも、必要となります。

さらに、成年後見登記、供託及び電子公証のオンライン申請手続きにつきましては、来年度中に登記・供託オンライン申請システムによる運用を開始することとしておりますので、本入替え作業を行っていただいた上で、引き続き、法務省オンライン申請システムを御利用いただくこととなります。

なお、本入替え作業は、同月18日（金）午後8時30分以降に実施可能となります。

おって、本入替えについての御案内は、法務省オンライン申請システムのホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/>）にも掲載されますので、申し添えます。

プログラム入替え手順



※1 JREは平成22年11月29日時点での最新版資材になります。

※2 ダウンロードは平成23年2月18日(金)午後8時30分から可能となります。